

農作物共済の基準

(平成 12 年 9 月 6 日告示第 724 号)

改正 平成 18 年 2 月 27 日告示第 190 号 平成 18 年 3 月 27 日告示第 347 号
平成 21 年 8 月 7 日告示第 754 号 平成 22 年 4 月 9 日告示第 426 号
平成 22 年 7 月 13 日告示第 733 号

農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)第 16 条第 1 項ただし書の規定により、知事が定める農作物共済の基準を次のとおり定め、平成 13 年産の水稻、陸稲及び麦から適用する。

共済目的別の種類	基準	適用地域
水稻	30 アール	熊本県一円
陸稲	30 アール	熊本県一円
麦	30 アール	熊本県一円

改正文 抄

- 1 告示の日から施行する。

改正文(平成 18 年 2 月 27 日告示第 190 号)抄

- 1 告示の日から施行する。

改正文(平成 18 年 3 月 27 日告示第 347 号)抄

- 1 告示の日から施行する。

改正文(平成 21 年 8 月 7 日告示第 754 号)抄

- 1 平成 21 年 8 月 7 日から適用する。

改正文(平成 22 年 4 月 9 日告示第 426 号)抄

- 1 平成 22 年 4 月 9 日から適用する。

改正文(平成 22 年 7 月 13 日告示第 733 号)抄

- 1 平成 22 年 7 月 13 日から適用する。